

交流採用に関する取決め書（ひな型）

※退職型

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第19条第3項の規定等に基づき、〇〇省（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次の条項により、乙所属の〇〇部〇〇課〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）の甲への交流採用に関する取決めを締結する。

（労働契約の解消）

第1条 丙の甲への採用に当たっては、乙は、丙との間の労働契約を解消するものとする。

（任期）

第2条 丙の任期は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 甲は、その所掌事務の遂行上必要があると認める場合には、乙及び丙の同意を得て任期を更新することができる。

（再雇用）

第3条 丙の任期が満了したときは、乙は、直ちに丙を再雇用するものとする。

（業務の制限）

第4条 乙は、丙の再雇用の日から起算して2年間は、丙を次に掲げる業務に従事させはならない。

- 一 甲に対する行政手続法第2条第3号に規定する申請に関する業務
- 二 甲との間の契約の締結又は履行に関する業務
- 三 甲の乙に対する法令の規定に基づく検査、臨検、捜査、差押えその他これらに類する行為に関する業務
- 四 甲に対する折衝又は甲からの情報の収集を主として行う業務

（再雇用後における処遇）

第5条 乙は、丙を再雇用した場合における丙の乙における地位、賃金その他の処遇については、乙の他の従業員との均衡を失すことのないよう適切な配慮を加えるものとする。

（禁止事項）

第6条 乙は、丙の任期中、丙を乙の地位に就け、又は丙を乙の事業若しくは事務に従事させてはならない。

2 乙は、丙の任期中、丙に対して金銭、物品その他の財産上の利益を贈与してはならない。

(不利益処分等の報告)

第7条 乙は、丙の任期中に乙又は乙の役員が、乙の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この取決めを証するため、甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名の上、その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 ○ ○ 省 (任命権者)
○ ○ 大 臣 ○ ○ ○ ○
乙 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長